

「地域における初期日本語教育モデル事業企画・運営業務」企画提案に関する
質問及び回答

質問 定款・規約の「規約」と決算書はまだ昨年のものしかありません。

また 2026 年 4 月から弊社代表者が変更になっており、書類の名前の変更がまだのものもあります。これらはどのように対応すべきかご教示ください。

回答

定款・規約は、直近の確定済みのものを最新版としてご提出ください。

決算書につきましても、当該年度の決算が未確定の場合は、直前年度の確定済みのものを最新版としてご提出ください。

2026 年 4 月に代表者が変更されている書面においては、一部書類に旧代表者名が残っていること自体は問題ございませんので、代表者変更の事実および、現在一部書類について更新作業中である旨を、A4 用紙 1 枚程度の補足説明書をつけてご提出ください。